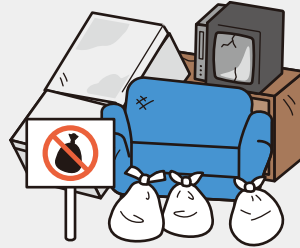


ごみの不法投棄、 野外焼却（野焼き）は やめましょう！

不法投棄は犯罪です。

ごみをみだりに投棄すると、5年以下の懲役、1,000万円（法人は3億円）以下の罰金、またはこの併科という重い罰則が適用されます。
それぞれのごみの排出方法を守り、正しいごみの排出をお願いいたします。



野外焼却（野焼き）は 禁止されています。

廃棄物の野外焼却（野焼き）は平成13年4月1日から禁止されています（一部例外を除く）。野外焼却（野焼き）は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。違反した場合は5年以下の懲役、1,000万円

（法人は3億円）以下の罰金、またはこの併科という重い罰則が適用されます。
事業所やご家庭で、今まで使用していた、ドラム缶や廃ストーブ等を利用した焼却炉などのほとんどは、設置基準を満たしておりませんので、使用はお止めください。



市では、不法投棄や野外焼却（野焼き）があった場合は現地を確認し、原因者が分かれば、指導を行っています。悪質な場合は、警察と連携を取りながら対応しています。不法投棄や野外焼却（野焼き）を発見した場合は、市に通報していただくようご協力をお願いいたします。